

○財務省告示第五百十七号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十五年六月二十日に発行した割引短期国債の
 発行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年七月九日

財務大臣 塩川 正十郎

一	名称及び記号	割引短期国庫債券（第三百三十 一回）
二	発行の根拠	国債整理基金特別会計法（明治 三十九年法律第六号）第五条第 一項
三	法律及びその の条項及びそ の振替法の適 用等	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の 適用を受けるものとし、その振 替機関は日本銀行とする。 日本銀行による乗換えのための 引受け
四	発行方法	額面金額で一兆五千百二十九億 千万円
五	発行額	額面金額で一兆五千百二十九億 千万円
六	最低額面金 額	千万円
七	振替単位	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。
八	発行日	平成十五年六月二十日
九	発行価格	額面金額百円につき九十九円九 十銭
十	償還期限	平成十六年六月二十一日 ただし、償還期が銀行休業日に 当たるときは、その翌営業日に 償還金を支払う。
十一	償還金額	額面金額百円につき百円

十二 元金支払 日本銀行
十三 払込期日 平成十五年六月二十日